

新入留学生オリエンテーション

～日本での留学生活について～

ご入学おめでとうございます！

立命館大学

国際教育センター

R RITSUMEIKAN



はじめに、国際教育センターについて ご紹介します。

国際教育センターの場所：明学館1階



国際教育センターは、正門から歩いて10分ほどかかります。

国際教育センターについて

場所: 明学館（めいがくかん） 1階

開室時間 10：00～17：00

《注意事項》

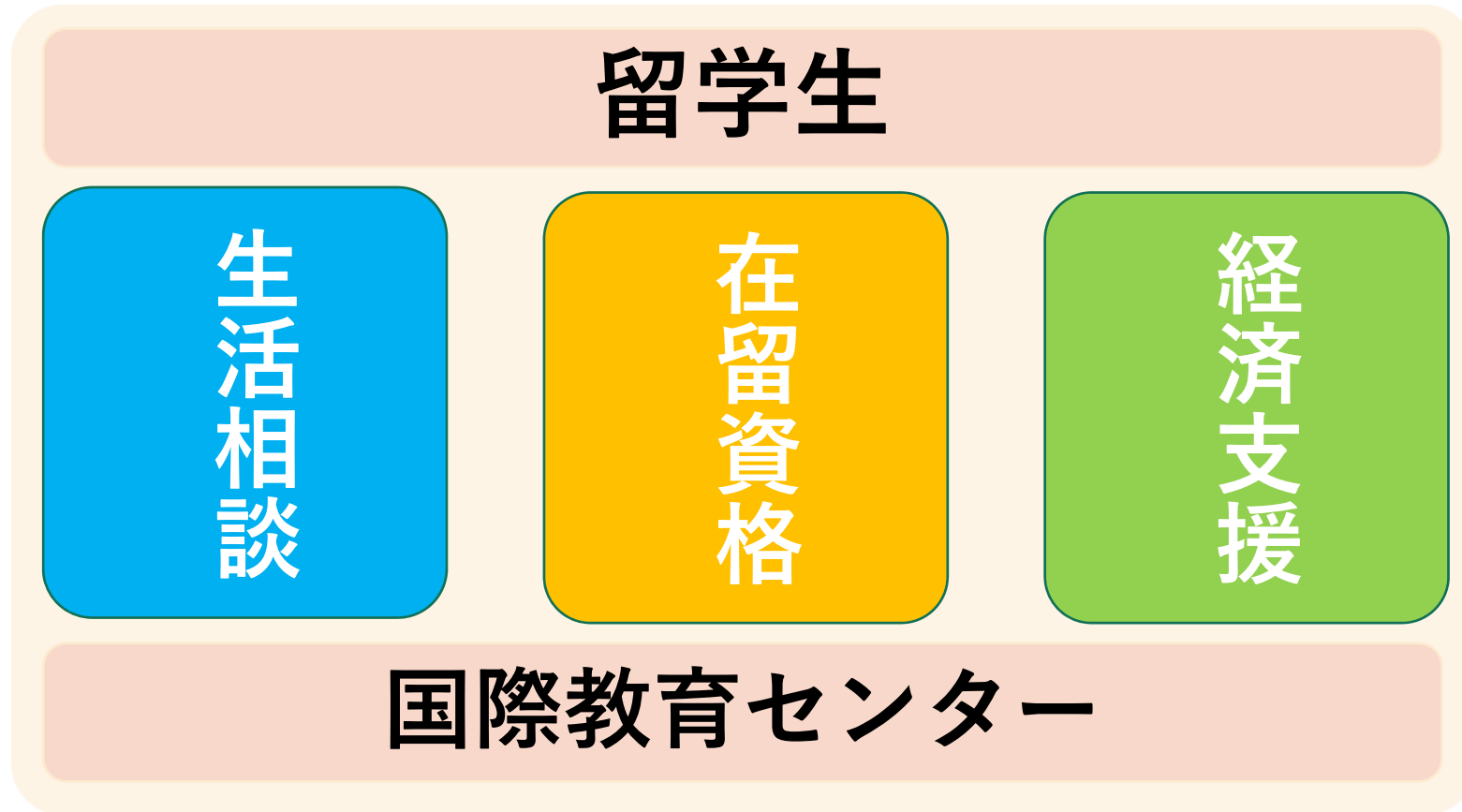
※11：30～12：30は昼休憩のため閉室しています。

※毎週木曜日は、午前閉室、午後は12時30分より開室します。

※長期休暇期間中は開室時間が13：00～17：00に変更になります。

※現在、各種手続きについては基本的に大学窓口ではなくオンラインにて受け付けております。

国際教育センターはどんなところ？



国際教育センターは、留学生の皆さんにとって重要な、「生活相談」「在留資格」「経済支援」の3つについてサポートをしています。

留学生支援コーディネーターについて

- 国際教育センターには、留学生からの学生生活の様々な相談に対応する「**留学生支援コーディネーター**」がいます。
- 相談内容を把握し、必要に応じて学内外の適切な機関と連携していきます。
- 慣れない環境で生活をする上での困り事など、困ったことがあれば何でも気軽に相談してください。個別相談（Zoom、対面、メール）は右のQRコードの予約フォームから申し込みができます。
- 留学生支援コーディネーターは、留学生を対象にオンラインのおしゃべりの場「おしゃべりせーへん？」を定期的に開催しています。少し聞きたいことがある方、日本語での会話を練習したい方など気軽に参加してください。



詳細はmanaba+Rでお知らせを配信します。

留学生支援コーディネーターについて

- オンラインでの交流の場「ふらっとBBP」を留学生支援コーディネーターが定期的に行っています。詳しくは以下のBBPのホームページのイベント一覧をご覧ください。

Beyond Borders Plaza (BBP) について

🌀 BBPは言語や文化、国籍を問わず、皆さんが自由に交流できる場を提供しています。外国語学習、海外留学、日本での留学生活に関する相談はもちろん、学生同士の出会いが広がるイベントなど、皆さんの興味・関心に応じて多彩なコンテンツを用意しています。詳細は以下のホームページより確認してください。



在留カードの写しの提出について

- 留学生は全員、在留カードの写しの提出が必要です。新入生は全員、入学後RAINBOW IDを受け取り次第すぐに以下のページから現在所持している在留カードの写真データをアップロードしてください。
- 在留カードをまだ持っていない方は、入国後に提出してください。

URL : <https://global.support.ritsumeai.ac.jp/hc/ja>



国際教育センターからの大切なお願い①

- 在留期間の更新、在留資格の変更をした場合

→在留カードの両面のデータを[こちら](#)から提出してください。

- 住所、電話番号の変更を行った場合

→住所が更新された在留カードの両面コピーを提出してください。

提出方法は[こちら](#)から。

新しい住所や電話番号は、manaba+RからCAMPUS WEBにアクセスして登録情報の修正をしてください。

また、学びステーションで学費請求先住所も修正してください。

- 日本を出国する場合（旅行、帰省など）

→「一時出国届」を[こちら](#)から提出してください。

自然災害やテロの発生時に大学から安否確認をします。

国際教育センターからの大切なお願い ②

- 学内のメールアドレス宛のメールとmanaba+Rを**必ず**確認すること！

→大事なお知らせは学内メールやmanaba+Rで行うことが多いです。

重要な連絡を見逃さないよう、定期的に確認してください。

また、問合せの電話やメールをする場合は、名前、学部/研究科、学生証番号を必ず伝えてください。

- 休学や復学、退学をする場合は、必ず連絡をすること！

学部事務室にも相談してください！

→休学や復学・退学は、在留資格に関わるため、必ず出国前に相談してください。休学や復学・退学をする前に、必ず学部事務室に相談してください。

- 国際教育センターの電話番号を登録してください！（075-465-8230）

→急を要する連絡の場合、国際教育センターから電話をかけることがあります。

在留手続きについて ～大学による在籍確認・管理～



- ❁ 大学は留学生の在留情報や在籍状況を出入国在留管理局と文部科学省に定期報告しています。

大学は外国人留学生を受入れる機関として、出入国在留管理局・文部科学省に対してみなさんの在留情報・在籍情報等を届け出る義務があります。したがって皆様の在留カードの情報は、定期的に入出国在留管理局と文部科学省に報告を行っております。



在留期間の更新や在留資格の変更をした場合や休学、退学をする場合はすみやかに国際教育センターに連絡してください！

※在留カードの情報を正確に確認する必要があります！

また、文部科学省への報告のために、**毎月の在籍確認に必ず対応してください**（詳細は次のスライド）。

在留手続きについて ～大学による在籍確認・管理～



❁【重要】文部科学省への長期欠席者報告

文部科学省は、全国の国公立大学に対して、外国人留学生で1ヵ月以上学習・研究活動を行っていない者（長期欠席者）を報告するよう義務付けています。



国際教育センターにて在留資格「留学」の方の在籍確認を行いますので、毎月必ず対応するようにしてください。

この在籍確認を行わない場合、1ヵ月以上の長期欠席者として文部科学省へ報告することになります。

充分に注意してください。

在留手続きについて ～大学による在籍確認・管理～



大学は、毎月の在籍確認にて、留学生の皆さんが在留資格「留学」に見合う学修/研究活動を行っているかどうかを確認しています。（長期休暇期間を除く）

manaba+Rで在籍確認を行っていますので、入学後は毎月のアンケート回答をお願いいたします。



在留手続きについて ～大学による在籍確認・管理～



❁ 在籍確認アンケートを怠った場合のリスクについて

在籍確認制度の対応を怠った場合、以下の不利益が生じるリスクがあります。

そのため、必ず毎月manaba+Rでの在籍確認アンケートに回答を行ってください。

<在籍確認アンケートを怠った場合のリスクの例>

- ・ 長期欠席者として文部科学省へ報告される
- ・ 所在不明の外国人として出入国在留管理局に報告される
- ・ 在留期間の更新手続きに必要な書類の交付や奨学金の受給等、大学からの支援が得られない
- ・ 卒業後も就職活動が続けたいと希望しても、そのための在留資格変更に必要な推薦状を、大学から発行してもらえない。

在留手続きについて ～在留カード①～

《注意》

在留カードは、常時携帯することが必要です。

※不携帯の場合は、20万以下の罰金、入国審査官、入国警備官、警察等からの提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No. AB12345678CD
氏名 立命 かん NAME RITSUMEI KAN		
生年月日 DATE OF BIRTH	2010年11月10日 Y M D	性別 男 M SEX
国籍・地域 ○×国 NATIONALITY/REGION		
居住地 京都府京都市北区等持院56-1		
在留資格 STATUS	留学 College Student	就労制限の有無 就労不可
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	2年 3月 Y M	(2023年6月14日) Y M D
許可の種類 在留期間更新許可（大阪入国管理局長） 許可年月日 2021年6月14日 交付年月日 2021年6月14日 このカードは 2023年9月14日まで有効 です。		



法務大臣 

引越しなどで住所を変更したら、**14日以内**に住んでいる場所の区/市役所に転出・転入届けをだしてください。

裏面に新しい住所情報をスタンプで押してもらうことで、住所情報が更新されます。

「留学」の在留資格では法令上、アルバイトはできません。

アルバイトをするためにはあらかじめ資格外活動の許可を受ける必要があります。

「就労不可」となっている場合は資格外活動許可申請をすること！

自分の在留期間を確認すること！
在留期限を過ぎて日本に滞在すると、不法滞在とみなされ、刑罰が科せられることがあります。

在留手続きについて ～在留カード①～

見本

住居地記載欄		
届出年月日	居住地	記載者印
2017年3月2日	京都市中京区西ノ京朱雀	中京区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可:原則週28時間以内 風俗営業等の従事を除く		在留資格更新許可申請中

【重要！】

住所を変更した場合は、転入先の区/市役所で裏書をしてもらうこと。
また、住所情報が更新されたら必ず国際教育センターに在留カードのコピーを提出してください！

【重要！】

資格外活動許可がおりると、裏面に「許可」のスタンプが押されます。
＝アルバイトが可能になります。

在留手続きについて ～在留期間の更新①～



- 留学生の皆さんのほとんどは「留学」の在留資格で在学しています。
- 認められる在留期間の長さは、人によって異なります。

一番短ければ3か月間、長ければ約4年間です。

出入国在留管理庁の審査結果によります（大学も理由等は分かりません）。

- 在留期間が終わる前に「在留期間の更新」をしなければ、日本に滞在する権利を失います（日本にすることができなくなります）。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No. AB12345678CD
氏 名 立命 かん NAME RITSUMEI KAN	生年月日 2010年11月10日 DATE OF BIRTH Y M D	性別 男 M SEX
居住地 京都府京都市北区等持院56-1	在留資格 留学 STATUS College Student	就労制限の有無 就労不可
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	2年 3月 (2023年6月14日) Y M Y M D	
許可の種類 在留期間更新許可（大阪入国管理局長） 許可年月日 2021年6月14日 交付年月日 2021年6月14日 このカードは 2023年9月14日まで有効 です。	R RITSUMEIKAN 法務大臣	

**自分の在留期間（満了日）を
自分でしっかり確認しましょう！**

**在留期間が終わる前に、
在留期間の更新をしなければ
なりません。**

在留手続きについて ～在留期間の更新②～



在留期間に関する注意事項

- 在留資格を更新する際、
大学の成績が入管から認められる在留期間の長さ
に影響します。
- 単位取得数が少ない場合、
在留期間の更新が認められず、日本に滞在できな
くなる場合があります（＝強制的に帰国）。
また、更新が認められたとしても希望する在留期
間より短くなる場合があります（実際に、3か月
間しか認められない場合もあります）。

在留手続きについて ～在留期間の更新③～



- **必ず自分で在留資格の期限を確認してください！**
 - ★大学から在留期間の失効をお知らせをすることはありません！
自分の在留資格は、自己管理をしてください。
 - ★**在留期間の更新手続きをしなかった場合は、在留期限が切れ、
不法滞在になります。** そのときは刑罰が科せられる場合があります。
- **在留期間の更新は、失効する3ヶ月前から申請手続きが可能となります。**
 - ★時間に余裕をもって、早めに更新手続きをしてください
 - ★ただし、**一部大学が作成する書類が必要です。**
- **自分で入国管理局に行って手続する必要があります。**

在留手続きについて ～在留期間の更新④～



• 大学に書類作成をお願いするには

入国管理局に申請するためには大学が作成する書類が必要です。

大学が書類を作成するために、国際教育センターに以下の書類を提出してください。

※手続きの詳細については国際教育センター[FAQサイト](#)でお知らせしています

- 在留資格更新許可申請書
- 学生証のコピー
- 在留カードのコピー（表面、裏面）
- manaba+Rで、登録されているコースが曜日形式で確認できる「コース一覧」



在留手続きについて ～在留期間の更新⑤～

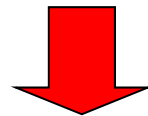


- 注意事項
 - 在留期間を更新した場合、すでを取得している「資格外活動許可」「再入国許可」は**無効**になります。再度手続きを行うこと。
 - 在留期間の更新が許可されたら、新しい在留カードのコピーを国際教育センターに必ず提出すること。

在留手続きについて ～資格外活動許可の申請について①～

みなさんの在留資格は...

「留学」



「大学で教育を受ける」という目的で日本での滞在が許可されています。

働くための在留資格ではないため、
この資格だけでは**アルバイト(=就労)**
は禁止されています。

在留手続きについて ～資格外活動許可の申請について②～

アルバイトをする場合は・・・

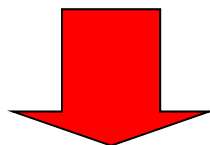
「資格外活動許可」を受けなければ
いけません。

どうして??

アルバイト＝「留学」の在留資格の目的（勉強）以外の活動だからです。

在留手続きについて ～資格外活動許可の申請について③～

「資格外活動許可」を受けずにアルバイトをした
場合はどうなりますか？



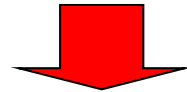
法律違反となります！



**日本国外退去命令等の処罰の対象
になることがあります。**

在留手続きについて ～資格外活動許可の申請について④～

資格外活動許可はどこで申請できますか？



自分自身で**出入国在留管理局**に申請します。



◆ 申請に必要な書類

資格外活動許可申請書
在留カード（原本）
パスポート（原本）

在留手続きについて ～資格外活動許可の申請について⑤～

- 注意事項①

- 「資格外活動許可」の期間はあなたの**在留期限と同じ**です。
- 在留期間を更新すると、取得した許可印は**無効**となります。
在留カード更新後に改めて出入国在留管理局で資格外活動許可の申請をしてください。
- アルバイトの許容時間数：
1週間につき28時間以内
(学年暦に基づく長期休暇に限り1日8時間、
1週間につき40時間以内)

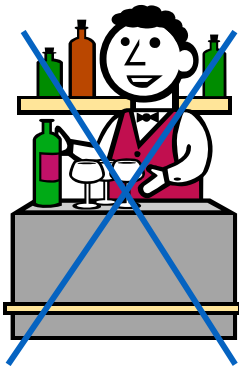
在留手続きについて ～資格外活動許可の申請について⑥～

- 注意事項②

- **風俗営業**または**風俗関連営業**が行われる場所でのアルバイトは**禁止**されています。

- 風俗営業とは・・・

スナック、ナイトクラブ、客を接待して飲食させるバー、ホストクラブ、キャバクラ、マージャン、パチンコ、ソープランド、ファッションヘルスなど。そのような場所で皿洗いや、掃除などをする~~ことも禁止されています~~。インターネット上でわいせつな画像を提供する営業などに従事することも禁止です。





在留手続きについて ～再入国許可の申請～

★再入国許可制度について

在留カードを有している外国人が母国への帰国や海外旅行などで日本を出国する際には、

「再入国許可制度」の申請を行うことで、在留期限内であれば同じ在留カードを持ったまま再入国することができます。

「再入国許可制度」の申請は、ご自身の住所を管轄する出入国在留管理局で申請が可能です。

詳細は、出入国在留管理局に確認してください。



在留手続きについて ～みなし再入国許可の申請①～

★みなし再入国許可制度について

在留カードを有している外国人が母国への帰国や海外旅行などで日本を出国する際「**みなし再入国許可**」の申請を空港で行うことで、同じ在留カードを持ったまま出国日から**1年以内**に再入国することができます。



在留手続きについて ～みなし再入国許可の申請②～

★みなし再入国許可の申請方法について

外国人用 (再入国)

916047

再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT ②

[ARRIVAL]

氏名 Family Name
Name Given Names

生年月日 Day Month Year
Date of Birth

航空機便名・船名 Last flight No./Vessel

以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)

1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?

☐ はい Yes ☐ いいえ No

2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?

☐ はい Yes ☐ いいえ No

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and accurate.

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①

[DEPARTURE]

氏名 Family Name
Name Given Names

生年月日 Day Month Year
Date of Birth

主な渡航先国名 Destination

航空機便名・船名 Flight No./Vessel

出国予定期間 Intended period out of Japan

☐ 1年以内 Within one year
☐ 1年超2年以内 Over one year but within two years
☐ 2年超 Over two years

次のいずれかに☑を記入してください。Please check either one of the boxes below.

☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

裏面を見てください。See the back.

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、

☑ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、

☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit which you have obtained at a regional immigration bureau is valid.)

在留期間中に帰国や海外旅行などで、一時的に日本を離れる場合は、

空港で再入国出国用 E D
カード (左図) の

「1. 一時的な出国で
あり、再入国する予定

です。」にチェックし

出国の手続きをしてくだ
さい。

在留手続きについて ～みなし再入国許可の申請②～

★「みなし再入国」許可の有効期限は、出国の日から
1年以内です。

★「在留期限」が日本出国の日から1年以内に失効する場合は、在留期限までがみなし再入国許可の有効期限となります。海外出国前に、在留カードの期限をよく確認してください。

**一年以内に日本へ戻るつもりときは、
出国する際に必ず空港で「再入国出国用EDカード
を渡して、一時的な出国であり再入国する予定
であることを伝えてください。**

緊急時の対応について

- 日本は災害の多い国です。万一の際、冷静な行動を取れるように、正しい知識を学んでおきましょう。

※2018年6月18日大阪北部地震発生直後の
立命館大学大阪いばらきキャンパスの写真↓



緊急時の対応について

- ・災害発生時の緊急対応について、
下記のHPに掲載されている「災害別対応マニュアル」
を必ず確認してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/disaster/>



←立命館大学「災害別対応マニュアル」
掲載ページはこちら



立命館大学国際教育センター FAQサイトの紹介



国際教育センターのWEB相談窓口としてご活用ください！

URL： <https://global.support.ritsumeikan.ac.jp/hc/ja>

(例えばこんな時に...)

- 在留資格の更新手続きについて質問をしたいとき
- 日本での生活について相談したいとき
- 奨学金や授業料減免について相談したいとき

etc ...



←ここからCHECK！

最近留学生からよく寄せられる質問について

【COVID-19について】

（Q）日本に上陸するためには、母国でワクチンを接種する必要がありますか？

（A）2021年9月1日現在、日本へ上陸するにあたってワクチンの接種は義務付けされていません。ただし、入国の条件は常に変動しますので、最新の情報は最寄りの日本国大使館、もしくは[日本の厚生労働省のホームページ](#)を確認してください。

（Q）外国人でも日本でワクチンを接種することはできますか？

（A）外国人の方でも、接種可能です。日本で家を決めた後、まずは[区役所で住民登録・国民健康保険の加入をしてください](#)。その後、ワクチン接種には「接種券」が必要となりますので、[「京都市新型コロナワクチン接種コールセンター」](#)に電話をして「接種券」発行の手続きをしてください。ただし、ワクチンの供給不足の影響などですぐにワクチンを接種できるとは限りません。

最近留学生からよく寄せられる質問について 【COVID-19について】

(Q) 万が一、日本で新型コロナウイルスに感染してしまった場合、どこで検査や治療ができますか？

(A) いつもと体調が違う、周りに陽性者が発生した等、自分が新型コロナウイルスに感染したかかもしれないと思った時には、平日の9時～17時の間であれば立命館大学の保健センターに**まずは電話で**相談してください

(075-465-8232)。休日・夜間など相談できる医療機関がない場合は、「[きょうと新型コロナ医療相談センター](#)」に相談してください(075-414-5487)。

保健センターもしくは「きょうと新型コロナ医療相談センター」の指示に従って、検査や受診を行って下さい。

最近留学生からよく寄せられる質問について 【学校生活に関すること】

（Q）入国制限の影響で、当面の間日本に行けません。授業を受けるために何か配慮はありませんか？

（A）学生本人が渡日・入国できない場合については当面の間、申告に基づきWEB授業への参加を認める等、配慮を行います。手続きの詳細については[学び支援サイト](#)を確認してください。

（Q）日本でUber Eatsなどの配達アルバイトを行ってもよいのでしょうか？

（A）ご自身で入国管理局に確認してください。ただし大学としてはUber Eatsなどの配達アルバイトの場合、1週間当たりの稼働時間を客観的に確認することができないことや、配達中に交通事故などのトラブルを起こす可能性があるため、このアルバイトに就くことを衣笠国際教育センターとしてお勧めしません。

最近留学生からよく寄せられる質問について 【学校生活に関すること】

（Q）在留カードを更新しました。大学に新しい在留カードを提出する必要があることは理解しましたが、その他に新しい在留カードを提出する必要がある場所がありますか？

（A）ご自身で確認してください。例えば、ゆうちょ銀行などの金融機関については更新後の在留カードを提出しなければ一部の金融サービスを差し止めされてしまうことがあります。また、アルバイト先にも更新後の在留カードについて提出する必要があるかどうか、確認をしてください。

最近留学生からよく寄せられる質問について

【日本での就職に関すること】

(Q) 大学院を修了したら、日本で就職することを考えております。修士論文を提出した後、もしくは修士号を取得した後に就職活動を行えば、入社に間に合いますか？

(A) **日本の就職活動は在学中に行う必要があります。**

特に修士課程の学生の場合は卒業・修了までに2年間しか無いため、**1回生から就職活動を開始する必要があります。**日本での就職活動について詳細は[キャリアセンターの資料](#)を確認してください。

なお、大学院を修了した場合は、在留カードの有効期限がまだ残っていたとしても在留資格「留学」は失効します。修了後も在留資格「留学」のまま日本に滞在し続けた場合は不法滞在となりますので、1か月以内を目安に日本を出国するか、別の在留資格に変更する必要があります。

仮に在学中から継続して就職活動を行っていたにもかかわらず、就職先が決定しなかった場合は在留資格「特定活動」に変更する制度があります（ただし各種申請要件があります）。



**皆さんが、日本で楽しく学び、
安全でありますように。**

衣笠国際教育センター